

やまと

民商しんぶん

中小業者が希望の持てる 新時代を切り開こう

発行者 **大和民主商工会**
 〒 242-0006 神奈川県大和市南林間1-7-7
 TEL 046-274-3361 FAX 046-274-7129
 E-Mail info@yamatominsho.jp
 HP http://www.yamatominsho.jp

会費の15日納入にご協力下さい

なくせ!「戦争法」



小林 節さんの講演

大和生涯学習センターで開かれた、なくせ!「戦争法」小林節氏の講演に380人の方が参加されました。慶応大学名誉教授で弁護士の方の小林さんは、「戦争法」(安保法制)は、明白に憲法9条に違反している。また、今回の戦争法制定手続きは議会制民主主義の否定であり、集団的自衛権の行使容認は海外で戦争する国づくりそのものです。アメリカは財政面で破



たんしており、日本に軍事費を肩代わりさせる思惑がある。憲法違反である、「戦争法」を廃止させるには選挙によって自・公政権を退陣させる必要があると話しました。講演のあと参加者から「憲法違反の戦争法は訴訟を起こせばどうか」との質問には「裁判には最低4年もの歳月がかかる、また、今の力関係では司法は自民党政権よりの



大和駅へ向かう 光のパレード

判断が下されてしまう、政治家そして官僚・司法の一新が求められる。そのためにも選挙で野党が共闘し、1人区で勝利することが必要だ。」と答えました。最後に会を代表し、教育9条の会の滝本文夫さんから「戦争法廃止の2000万人署名を集めきり、毎月3日と19日の戦争法廃止宣伝行動をおこない、野党共闘を求めていこう。」と提起がされました。終了後、参加者は、大和駅に向かって元気に光のパレードを行いました。パレードには、約180名の方が参加されました。

マイナンバー事業 潤う大企業・官僚・自民党

(商工新聞に11月23日号掲載された記事を掲載します)

プライバシーへの国民の不安が高まっているマイナンバー(共通番号)。その関連事業を、政府の検討会議で委員を幹部が務めていた企業が独占的に受注していた問題で、新に判明した発生額862億円の約9割にあたる、772億円を会議メンバー9社(法人を含む)で独占していることがわかりました。

富士通・日立製作所・NTTデータ・NECが受注額の8割近くを占めています。また、マイナンバー事業をめぐる政官財の癒着の構図が浮かび上がっています。大手電機企業9社のうち、6社には行政機関の幹部33人が天下りをしてきたことが明らかになりました。

さらに日立製作所・富士通・NEC・NTTデータ4社が自民党政治資金団体「国民政治協会」に5年間で2億4000億円を超える献金をしてきたことが判明しました。

国民のプライバシーさえも大企業のもうけ口にする安倍政権と財界に批判がたかまるのは必ずです。



一番前左がバクレーさん

ドキュメンタリー映画 「ザ・思いやり」

「平和を願う市民のつどい」第13回ライブ&トークドキュメンタリー映画「ザ・思いやり」が大和市革新懇の主催で開催されました。会場となった桜ヶ丘学習センターは110名以上の方が参加し映画の上映「ザ・思いやり」と、監督のバクレーさんのお話し、平和委員会の菅沼さんの在日米軍関係費の日本負担について説明がありました。映画ではバクレーさん自身が自宅で新聞を読んでいる時ふと、私たちが負担している米軍への駐留経費について疑問を感じます。思いやり予算は34年間で6兆円以上使われています。

一年間では米兵一人当たり1300万円になります。また、逗子市の、京浜急行「神武

寺駅」では、米軍専用の改札口があります。これも思いやり予算で建設されました。

その他、硫黄島への移転費用、航空基地、横須賀、横田基地。施設整備として、住宅建設費用、水道光熱費・学校・プール・ゴルフ場など、あらゆるお金が思いやり予算として、米軍へ支払われています。また、施設整備の米兵家族住宅では、総額5510億円で、一戸あたりは4800万円の豪華な住宅が建設され、その映像を見た、宮城県石巻市の架設住宅に住む被災者は、私たちの税金を戦争に使ってほしくないと訴えました。

クリスマス自宅でメッセージを読むバクレーさん「兵隊さんに私は、お菓子、ティシューパーを送ります。パソコンも送ります。なぜならその兵隊さんは、もう歩く足がないからです。」読んでいるバクレーさんの目から涙がこぼれます。・・・米軍基地の前で太鼓をたたき撮影を訴えるお坊さん「人を殺すのは愚かな事・・・」

なんのための思いやりなのでしょうか・・・。

法人向け 年末調整説明会開かれる



年末調整説明会（大和生涯学習センター）

法人向け年末調整説明会が12月3日大和生涯学習センターで開催されました。（18名の方が参加されました）

小林事務局長から国税庁発行の「年末調整のしかた」にもとづいて説明がありました。所得オーバーで妻や子供の配偶者控除や扶養控除が是正され

るケースがあるので注意すること、などの話がありました。

また、共通番号制度（マイナンバー制度）についても、商工新聞を使って説明がありました。2015年10月5日より、登記されているすべての法人と人格なき社団（会社、社団・財団、政党、生活協同組合）に13桁の番号が（法人番号）が付けられることになりました。この番号はインターネット上の「国税法人番号公表サイト」に公開されます。

また、住民税の特別徴収を行うよう事業主のみなさんに各市区町村から通知が来ています。これは、事業主が所得税の源泉徴収と同じように毎月支払う給与から住民税を天引き

し納入する制度です。総受給者数2名以下は普通徴収の切替理由書を市区町村に1月31日までに提出することで普通徴収が認められる場合があります。

年末調整計算実務について(法人・個人とも)

下記の日程で民商事務所にて行います

27年12月21日 (月)	28年1月 6日 (水)
22日 (火)	7日 (木)
23日 (水)	8日 (金)
24日 (木)	
25日 (金)	
26日 (土)	

必要な資料をそろえた上で来られる日を事務所まで連絡下さい。中央林間・綾瀬支部の個人のみなさんは、支部主催で計算会が計画されています。あらためてご案内します。

どうする！どうなる！

マイナンバー学習会

第2弾開催します。

12月13日(日)

9時30分～12時

会場 渋谷学習センター

IKOZA3階(高座渋谷西口前)

講師 知念さん

(保険医協会事務局長)

ぜひご参加ください!

毎月定例の

記帳学習会のお知らせ

1月8日(金)13時半～15時半

(大和生涯学習センター102号室)

1月15日(金)19時半～21時半

(大和生涯学習センター206号室)

年末年始お休みの

お知らせ

民商事務所は12月29日(火)

から1月4日(月)

まで休みになります。

よろしくお願い致します。